

千石学区防犯・交通安全推進委員会 会則

(名称)

第1条 本会は、千石学区防犯・交通安全推進委員会（以下「防犯・交通委員会」）と称し、事務千種区千種二丁目6番16号千石コミュニティセンター内におく。

(目的)

第2条 防犯・交通委員会は、当学区住民が安心、安全で快適な住環境で暮らせることができる社会を実現するために、防犯思想の普及及び交通安全活動の推進を図り、犯罪の防止及び交通事故防止を目的とする。

(組織)

第3条 防犯・交通委員会は、次の会員で組織する。

- 1) 町内会選出（1名）による防犯・交通安全委員
- 2) 町内会選出（数名）によるセフティパトロール隊員（以下S P隊員と称する）

(活動)

第4条 防犯・交通委員会は、前2条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 1) 防犯・交通安全委員による防犯・交通安全の啓蒙活動及び街頭監視活動
- 2) S P隊員による防犯・交通安全の街頭監視活動
- 3) 千石学区安心安全まちづくり協議会会長からの指示事項

(役員)

第5条 防犯・交通委員会の役員構成は次の通りとする。

- 1) 委員長 1名、 副委員長 1名、 会計 1名、 会計監査 2名
- 2) 委員長選出は、防犯・交通安全委員による互選とする

副委員長、会計、会計監査の選出は、委員長が防犯・交通安全委員の中から委嘱をする

(役員の職務)

第6条 委員長は、会の総括者となり、必要により会議を招集し、会議の議長となる。

また、役員会も同様とする。

副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故ある場合はその職務を代行する。

会計は、会計事務を担当する。 会計監査は、会計事務を監査をする。

(任期)

第7条 防犯・交通安全委員の任期は、2年とする。 補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

S P隊員の任期は、1年とする。

(運営費)

第8条 運営費は、千石学区連絡協議会からの補助金、寄付金をもって充てる。

(会計年度)

第9条 会計年度は、4月1日から翌年3月31日をもって終わる。

決算報告書は、速やかに千石学区安心安全まちづくり協議会会長へ提出をする。

(行事) 前2条の目的を実現するために、防犯・交通委員会が主催する主な行事は、次の通りとする。

- 1) 防犯・交通安全委員による防犯・交通安全の啓蒙、街頭監視活動及び年末街頭監視活動
- 2) SP隊員によるゼロ日の街頭監視活動（毎月10日及び20日）及び第1水曜日、第3水曜日による街頭監視活動（土曜日、日曜日、祝日及び8月は除く）
- 3) SP隊員による交通安全市民運動期間（春、夏、秋、年末の県下一斉監視日の4日間）の街頭監視活動

(弔意)

- 1) 防犯・交通安全委員死亡の場合 弔慰金 二万円
- 2) 防犯・交通安全委員の配偶者死亡の場合、委員長が決定する

この細則は、千石学区防犯・交通安全協力会会則（平成13年4月1日）、千石学区交通安全委員会会則（昭和50年5月20日）及び千石セフティパトロール隊規約（平成26年4月1日）の総による改訂版とする。

この細則は、平成30年（2018年）4月1日から施行する。

関連規約

- 1) 千石学区連絡協議会規約
- 2) 千石学区安心安全まちづくり協議会規約